

当院の医療安全基本指針

1. 患者様中心の医療の実践

患者様の立場に立ち、安心して医療を受けることが出来る環境を整える。チーム医療の実践。

2. 医療安全に関する組織的取り組み

当院における安全管理に関する最高意思決定機関として医療安全管理委員会を置き、病院長が統括する。日常の診療現場における安全管理は各部署の所属長及び、医療安全管理者が主導する。

3. インシデントの報告と情報の共有

医療安全において過去のインシデントから学ぶものは多い。インシデントの原因解明は後のインシデント発生の抑制に資する。情報の共有は不可欠であり、事例発生に際しては早期に情報を把握し、適切な方法を用いて周知し、職員全員で共有する。

4. 機能する医療事故防止対策

医療事故防止のためのリスク把握、分析、改善、評価については、病院長の指示に基づき医療安全管理委員会において行う。

5. 適切な医療事故への対応

当院における医療を通じて患者様に何らかの障害が生じた場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、及び患者様やご家族に十分な情報の提供を行う。さらに、当該医療事故に対応するために必要に応じて臨時の医療安全管理委員会を速やかに開催し、公正で客観的な評価を行い、患者様やご家族、全職員、さらには社会への説明責任を果たすように努める。

6. 患者様相談の実践、指針等の閲覧

患者様に納得のいく医療を提供する為、患者様相談窓口を設け、相談、意見、苦情などに耳を傾け、適切な対応を行うとともに安全管理、及び、医療の質の改善に積極的に活用するように努める。

7. 医療安全教育・研修・啓発

全ての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進して行くために安全管理に関する教育や研修、啓発を行う。

8. 医療安全管理マニュアルの作成・更新

東京国際大堀病院「医療安全管理マニュアル」を作成し職員は携行周知する。必要に応じて適宜見直しをする。

院長 大堀 理



医療法人社団 實理会
東京国際大堀病院
TOKYO INTERNATIONAL OHORI HOSPITAL